

科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領
新旧対照表

案件番号	条文・様式名等	改正前	改正後
1	附則	附則(令和6年3月25日改正) 第1 この要領は、令和6年3月25日から施行し、令和6年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。	附則(令和7年2月26日改正) 第1 この要領は、令和7年2月26日から施行し、令和7年4月1日以降に締結する委託契約から適用する。
2	大項目・中項目一覧表 (競争的研究費以外の 場合) 業務実施費 備考欄	中項目欄は、上記の各大項目に含まれない、(研究用等)消耗品費、国内旅費、外国旅費、外国人等招へい旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費(委託業務に専用されている設備備品で委託業務使用中に故障したものを補修する場合を含む)、	中項目欄は、上記の各大項目に含まれない、(研究用等)消耗品費、国内旅費、外国旅費、外国人等招へい旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費(学会参加費、委託業務に専用されている設備備品で委託業務使用中に故障したものを補修する場合を含む)、
3	様式第1 契約書 第3条	(委託費の額) 【契約の相手方が課税事業者の場合】 第3条 甲は、乙に対し、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税額〇〇,〇〇〇,〇〇〇円・消費税率10%)の範囲内において委託費を負担するものとする。 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。 【契約の相手方が免税事業者等の場合】 第3条 甲は、乙に対し、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円の範囲内において委託費を負担するものとする。	(委託費の額) 【乙契約の相手方が課税事業者の場合】 第3条 甲は、乙に対し、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税額〇〇,〇〇〇,〇〇〇円・消費税率10%)の範囲内において委託費を負担するものとする。 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。 【乙契約の相手方が免税事業者等の場合】 第3条 甲は、乙に対し、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円の範囲内において委託費を負担するものとする。
4	様式第1 契約書 第25条	(知的財産権の帰属) 第25条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書で甲に届け出たときは、委託業務の成果にかかる知的財産権を乙から譲り受けないものとする。 (1)～(3) 省略 (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。 イ 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合	(知的財産権の帰属) 第25条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書で甲に届け出たときは、委託業務の成果にかかる知的財産権を乙から譲り受けないものとする。 (1)～(3) 省略 (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。 イ 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合(ただし、その子会社又は親会社には外国会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第2号に規定する外国会社をいう。)を含まないものとする。) ロ～ 省略
5	様式第2 業務計画書	業務計画書 Ⅱ. 委託業務の実施体制 3.経理担当者等 (略) 【事務担当者※】	業務計画書 Ⅱ. 委託業務の実施体制 3.経理担当者等 (略) 【事務担当者※】
6	様式第2 業務計画書	業務計画書 Ⅲ. 委託費の経費の区分(競争的研究費以外の場合) 注意書き (注1)インボイス影響額-経過措置の適用:無 人件費的性質を有する諸謝金については人件費の費目・種別に計上します。	業務計画書 Ⅲ. 委託費の経費の区分(競争的研究費以外の場合) 注意書き (注1)インボイス影響額-経過措置の適用:無 人件費的性質を有する諸謝金(事業者の整理による)については人件費の費目・種別に計上します。
7	様式第10 委託業務中間報告書	2. 業務予算の実施状況(〇月〇日付実績) (2)設備備品・試作品の状況	表の「大項目」と「仕様」欄の間に「品名」欄を追加
8	様式第11 委託業務年度末報告書	2. 業務予算の実施状況 (2)設備備品・試作品の状況	表の「大項目」と「仕様」欄の間に「品名」欄を追加

**科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領
新旧対照表**

案件番号	条文・様式名等	改正前	改正後
9	様式第31 確認書	<p>6. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p>	<p>6. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合(ただし、その子会社又は親会社には外国会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第2号に規定する外国会社をいう。)を含まないものとする。)</p>
10	様式第37 移転承認申請書	<p>(注4)承認を受ける理由を、以下の(1)、(2)いずれかの類型(複数可)に従って具体的に記載する。</p> <p>(1)移転先(移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。)が、輸入又は輸入品の販売を除く国内事業活動において当該知的財産権を利用するため。</p> <p>○ 国内事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内における、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画 ・国内における、応用研究や製品化に向けた開発等の実績又は計画 ・国内事業活動における、当該知的財産権に類する技術を用いた類似製品の製造・サービス提供の実績 <p>○ なお、以下の場合は本類型に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内事業活動の内容が、輸入又は輸出品の販売のみである場合 <p>(2)移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用し、その利益が我が国に還元される見込みであるため。</p> <p>○ 海外事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外における、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画 ・海外における、応用研究や製品化に向けた開発等の実績又は計画 	<p>(注4)承認を受ける理由を、以下の(1)、(2)いずれかの類型(複数可)に従って具体的に記載する。</p> <p>(1)移転先(移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。)が、輸入又は輸入品の販売を除く国内事業活動において当該知的財産権を利用するため。</p> <p>○ 国内事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内における、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画 ・国内における、応用研究や製品化に向けた開発等の実績又は計画 ・国内事業活動における、当該知的財産権に類する技術を用いた類似製品の製造・サービス提供の実績 <p>○ なお、以下の場合は本類型に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内事業活動の内容が、輸入又は輸出品の販売のみである場合 <p>(2)移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用し、その利益が我が国に還元される見込みであるため。</p> <p>○ 海外事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外に○における、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画 ・海外における、応用研究や製品化に向けた開発等の実績又は計画
11	様式第38 移転通知書	<p>3. 承認が不要である理由(イ～ニのいずれかを選択する。)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 合併又は分割により移転するため</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 株式会社から、その子会社又は親会社に移転するため</p> <p style="padding-left: 20px;">ハ 承認TLO又は認定TLOに移転するため</p> <p style="padding-left: 20px;">ニ 技術研究組合から、その組合員に移転するため</p> <p>(記載要領)</p> <p>(注1)特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、著作権及び外国におけるこれらの権利に相当する権利のうち、該当するもの</p> <p>(注2)設定登録番号、または設定登録の出願、申請番号などの当該知的財産権を特定できる番号</p> <p>(注3)(1)発明、考案、意匠については、その名称</p> <p style="padding-left: 20px;">(2)回路配置については、半導体集積回路の名称、及び種類(構造、技術、機能)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3)植物体の品種については、農林水産植物の種類(属、種、亜種)、出願品種の名称</p> <p style="padding-left: 20px;">(4)著作権については、著作物の名称</p> <p>(注4)移転先及び承認が不要である理由が同じ場合は、複数の移転する知的財産権を列挙すること、又は「別紙のとおり」として一覧に記載することも可。ただし、契約ごとに分けること。</p>	<p>3. 承認が不要である理由(イ～ニのいずれかを選択する。)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 合併又は分割により移転するため</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 株式会社から、その子会社又は親会社に移転するため(注5)</p> <p style="padding-left: 20px;">ハ 承認TLO又は認定TLOに移転するため</p> <p style="padding-left: 20px;">ニ 技術研究組合から、その組合員に移転するため</p> <p>(記載要領)</p> <p>(注1)特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、著作権及び外国におけるこれらの権利に相当する権利のうち、該当するもの</p> <p>(注2)設定登録番号、または設定登録の出願、申請番号などの当該知的財産権を特定できる番号</p> <p>(注3)(1)発明、考案、意匠については、その名称</p> <p style="padding-left: 20px;">(2)回路配置については、半導体集積回路の名称、及び種類(構造、技術、機能)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3)植物体の品種については、農林水産植物の種類(属、種、亜種)、出願品種の名称</p> <p style="padding-left: 20px;">(4)著作権については、著作物の名称</p> <p>(注4)移転先及び承認が不要である理由が同じ場合は、複数の移転する知的財産権を列挙すること、又は「別紙のとおり」として一覧に記載することも可。ただし、契約ごとに分けること。</p> <p>(注5)子会社又は親会社には、外国会社を含まないことに留意すること。</p>
12	様式第39 専用実施権等設定承認申請書	<p>(注5)承認を受ける理由を、以下の(1)、(2)いずれかの類型(複数可)に従って具体的に記載する。</p> <p>(1)移転先(移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。)が、輸入又は輸入品の販売を除く国内事業活動において当該知的財産権を利用するため。</p> <p>○ 国内事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内における、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画 ・国内における、応用研究や製品化に向けた開発等の実績又は計画 ・国内事業活動における、当該知的財産権に類する技術を用いた類似製品の製造・サービス提供の実績 <p>○ なお、以下の場合は本類型に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内事業活動の内容が、輸入又は輸出品の販売のみである場合 <p>(2)移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用し、その利益が我が国に還元される見込みであるため。</p> <p>○ 海外事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外における、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画 	<p>(注5)承認を受ける理由を、以下の(1)、(2)いずれかの類型(複数可)に従って具体的に記載する。</p> <p>(1)移転先(移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。)が、輸入又は輸入品の販売を除く国内事業活動において当該知的財産権を利用するため。</p> <p>○ 国内事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内における、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画 ・国内における、応用研究や製品化に向けた開発等の実績又は計画 ・国内事業活動における、当該知的財産権に類する技術を用いた類似製品の製造・サービス提供の実績 <p>○ なお、以下の場合は本類型に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内事業活動の内容が、輸入又は輸出品の販売のみである場合 <p>(2)移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用し、その利益が我が国に還元される見込みであるため。</p> <p>○ 海外事業活動の内容を、例えば以下のような観点を用いて具体的に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外に○における、当該知的財産権を用いた製品の製造、サービスの提供等の実績または計画

科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領
新旧対照表

案件番号	条文・様式名等	改正前	改正後
13	様式第40 専用実施権等設定通知書	<p>3. 承認が不要である理由(イ～ニのいずれかを選択する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 合併又は分割により移転するため ロ 株式会社から、その子会社又は親会社に移転するため(注5) ハ 承認TLO又は認定TLOに移転するため ニ 技術研究組合から、その組合員に移転するため <p>(記載要領)</p> <p>(注1)特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。</p> <p>著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。</p> <p>(注2)特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するものを記載する。</p> <p>(注3)当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。</p> <p>著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。</p> <p>(注4)特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。</p> <p>また、著作権については、著作物の題号を記載する。</p>	<p>3. 承認が不要である理由(イ～ニのいずれかを選択する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 合併又は分割により移転するため ロ 株式会社から、その子会社又は親会社に移転するため(注5) ハ 承認TLO又は認定TLOに移転するため ニ 技術研究組合から、その組合員に移転するため <p>(記載要領)</p> <p>(注1)特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。</p> <p>著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。</p> <p>(注2)特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するものを記載する。</p> <p>(注3)当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。</p> <p>著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。</p> <p>(注4)特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。</p> <p>また、著作権については、著作物の題号を記載する。</p> <p>(注5)子会社又は親会社には、外国会社を含まないことに留意すること。</p>